

鹿教義第32号
平成22年4月8日
(義務教育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長



生徒指導に関する取組の徹底について（通知）

生徒指導の充実については、日ごろから格段の御尽力をいただいているところですが、県内においては、児童生徒にかかわる事件や事故の発生等、依然として憂慮すべき状況にあり、各学校及び教育委員会が常に危機意識をもち、適切に対応することが必要です。

また、学年始めの時期に入り、今後、予期しない問題行動や事故の発生等が懸念されることから、これらに係る指導に当たっての留意事項について、別添「生徒指導上の喫緊の諸課題への対応について」のとおり整理しました。

については、貴管下の学校及び関係機関等に対して、これらの趣旨の周知徹底を図るとともに、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

〈問い合わせ先〉

【小・中学校，特別支援学校】

担 当 義務教育課企画生徒指導係（田島）
TEL 099-286-5298
FAX 099-286-5669
E-mail kikakuseito@pref.kagoshima.lg.jp

【高等学校】

担 当 高校教育課高校教育係（眞田）
TEL 099-286-5291
FAX 099-286-5678
E-mail ekoukou@pref.kagoshima.jg.jp

[別添]

生徒指導上の喫緊の諸課題への対応について

鹿児島県教育委員会

生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、未然防止と早期発見・早期対応の取組が肝要であり、学校においては、全教職員が一体となって、日常的な指導の中で児童生徒一人一人を理解し、信頼関係を築くとともに、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行うことが重要である。

また、問題行動の背景には社会環境の変化等があるという視点に立ち、学校だけでその解決を図るのではなく、家庭や地域社会の理解と協力、さらには、福祉、医療、警察、家庭裁判所など、関係諸機関との連携が不可欠であるという認識をもつことが必要である。

1 自殺防止

- (1) 本県においても生徒の自殺等があるという事実を、危機感をもって受け止め、あらゆる機会をとおして、自他の生命・人権の大切さに関する指導を徹底すること。
- (2) 自殺の背景には様々な要因の関与が考えられ、その引き金となる直接の契機は、思春期の心の揺れや、周囲から見ると些細なことであったりする場合もあることから、「誰にでも起こり得る」という危機意識をもち、児童生徒の発する様々な兆候やサインを見逃すことなく敏感に受け止め、心身の状況を細やかに把握すること。また、保護者に対しては、気になることがあれば、すぐに学校や専門家に相談するように指導すること。
- (3) 児童生徒が学校や家庭で見せる表情や態度については、それぞれ大きく異なることがあるため、教職員と保護者がそれぞれの気づきを率直に話し合いながら、連携して対応すること。

2 いじめ

- (1) 本県においては、平成8年9月に、いじめを受けていた中学生が自殺するといった痛ましい事故が発生していることを、重く受け止めること。
- (2) いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けること。また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めること。
- (3) いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をすること。
- (4) いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行うこと。

- (5) いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図るほか、小・中学校においては、出席停止の措置についても検討すること。
- (6) 過去にいじめがあった事例については、該当児童生徒のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援すること。
なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意すること。
- (7) いじめ問題について、学校が年間をとおして全員で取り組む契機となるように、学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施したり、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促したりすること。
- (8) 新年度の学級編制や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めること。

3 不登校

- (1) 不登校については、特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるのではなく、誰にでも起こり得ることとして捉え、不登校及びその傾向のある児童生徒について、個別支援計画を作成し、その十分な活用を図りながら、一人一人の状況に応じた支援チームによる適応指導を充実させること。
- (2) 不登校の要因・背景については、本人の学習意欲の問題、いじめ等の人間関係、暴力行為、児童虐待など、多様であることを認識するとともに、教職員による不適切な言動や指導が不登校の契機となり得ることについても留意すること。
- (3) 欠席が続く児童生徒については、早期に家庭訪問等を行い、本人や保護者の実態を把握すること。特に、引きこもり傾向にあるなど、実態把握が困難な児童生徒については、本人の所在や安否に加え、家庭環境などの周辺状況等についても確認し、関係機関とも連携しながら、学校復帰に向けた支援を継続すること。
- (4) 適応指導教室やフリースクール等の民間施設に通室している児童生徒に対しては、施設等と連携しながら児童生徒の状況を把握し、学校復帰に向けた支援を継続すること。
- (5) 不登校の状態にある児童生徒の中には、進学や進級の時期になって登校や人間関係への緊張感が和らぎ、学期中に比べると友人や教師とのかかわりをもちやすくなる場合があることから、保護者や関係者との連携を密にして、これまでの支援が途切れることがないように留意するとともに、具体的な対応策を検討すること。
- (6) いわゆる「小1プロブレム」「中1ギャップ」など、進学等による環境変化に起因する不登校及び高校中途退学問題等に積極的に対応するために、個人情報保護に留意した上で、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの学校間に加え、関係機関とも積極的な連携を行い、不登校等の未然防止及びその解決を図ること。

4 児童虐待（身体的虐待，性的虐待，ネグレクト，心理的虐待）

- (1) 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の内容について，全教職員で確認すること。
- (2) 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚するとともに，児童虐待が児童生徒の問題行動等の要因や背景となり得ることを踏まえ，「児童虐待は自校の児童生徒にも起こり得る」という認識を常にもつこと。
- (3) 児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には，児童虐待防止法第6条に基づき，速やかに県や各市町村の児童相談所や福祉事務所に通告すること。
- (4) 「家庭内における配偶者などに対する暴力」（ドメスティックバイオレンス）は，児童生徒への心理的虐待に当たることから，家庭の状況等にも留意すること。

5 暴力行為等

- (1) 暴力を振るい，他人を傷つけることは，絶対に許されない犯罪行為であることを十分に理解させるよう，指導を徹底すること。また，暴力行為に関する指導に当たっては，日常的に家庭，地域社会や警察とも連携し，その協力を得て対応すること。
- (2) 指導しても改善が見られず，暴力行為を繰り返す児童生徒に対しては，必要に応じて懲戒を行うこと。また，小・中学校においては，他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合には，市町村教育委員会と密に連絡を取り，出席停止の措置についても具体的な検討を行うこと。
- (3) 校内で暴力行為の被害にあった児童生徒に対しては，落ち着いた学校生活を送ることができるよう，心身の状態を十分に見守るとともに，精神的な立ち直りを支援すること。
- (4) サバイバルナイフやダガーナイフなどの刃物等の携帯や，エアガンなどの有害がん具等の所持は法令により禁止されており，形状によっては処罰の対象となることを，児童生徒だけでなく保護者にも十分理解させること。また，違法な刃物等の携帯が確認された場合は，状況に応じて警察とも連携して対応すること。
- (5) 犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐための適切な行動の仕方，被害に遭いそうときや遭ったときの対処法についても指導すること。

6 窃盗

- (1) 万引，自転車・単車などの窃盗は，絶対に許されない犯罪行為であることを十分に理解させるよう，指導を徹底すること。
- (2) 窃盗を行った児童生徒に対しては，指導の上，家庭と連携して再犯防止に努めること。
- (3) 校内での窃盗の発生が疑われる場合は，児童生徒の心情等に留意した上で，必要に応じ，警察とも連携して対応すること。

7 喫煙，飲酒

- (1) 喫煙，飲酒については，低年齢化が進んでいる状況にあることから，発達の段階に応じた指導を小学校段階から計画的に行うこと。
- (2) 未成年者の喫煙，飲酒は法令により禁止されていることを再認識させるとともに，保護者に対しては，喫煙や飲酒を児童生徒に勧めたり容認したりすることは，犯罪行為であって許されないことを啓発すること。
- (3) マッチやライターについては，火遊びや放火の未然防止の観点からも，所持しないよう指導するとともに，保護者に対しても，その対応について指導すること。

8 シンナー，薬物

本県においては，いわゆる「ガspan遊び」（制汗スプレーや携帯コンロ用ガスボンベなどのガスを吸引すること）などの問題行動が現に発生していること，また，児童生徒であっても大麻種子や違法ドラッグ（MDMA，マジックマッシュルームなど）を簡単に入手できる社会環境にあり，過去には乾燥大麻所持による事件も発生しているほか，実際に「薬物使用を誘われた」「使用場面を見た」とする生徒がいることを率直に受け止め，警察や学校薬剤師会等と連携し，薬物乱用防止教育の充実に努めること。

9 家出，深夜徘徊，無断外泊

- (1) 家出，深夜徘徊，無断外泊については，犯罪に巻き込まれる可能性が高いことから，児童生徒に加え，保護者に対しても，その防止について指導すること。
- (2) 家出が発生した場合には，保護者に対して家出人捜索願の提出を助言するとともに，警察との連携に努めること。

10 性の逸脱行為等

- (1) 有害図書や成人向けビデオの視聴等から性犯罪を引き起こすきっかけをつくらないうよう，保護者の理解と協力を得て，学校及び家庭での指導の充実を図ること。
- (2) 異性との交際に関する誤った認識からデートDVの加害者や被害者になったり，興味本位で無自覚に性犯罪の被害者になったりすることがないように，福祉，医療，警察等の関係機関との連携を図ること。
- (3) 思春期は異性への関心が芽生える時期であることを踏まえ，人として互いに思いやり尊重することが，異性との望ましい関係づくりの基盤となることを十分理解させるよう，学校及び家庭での指導の充実を図ること。

11 インターネット上の問題行動

- (1) インターネットについては，CD-ROM「子どもとケータイ問題はじめての一步Ⅱ」や家庭用「ネットいじめ対策リーフレット」等を活用し，法令遵守に加え，マナーやモラルにつ

いても十分指導すること。また、パソコンや携帯電話だけでなく、ゲーム機などからもインターネット環境に接続できることに留意すること。

- (2) プロフ（自己紹介サイト）や掲示板等における誹謗中傷等が自殺の要因となるなど、深刻な問題に至る事例があること、出会い系サイトや児童ポルノサイト等への接続や問題のある画像を添付したメールの送受信等を契機として、児童生徒が性犯罪の加害者にも被害者にもなる危険性があること、オンラインショッピング等により違法な物品が簡単に手元に届く場合があることなど、インターネット利用上の問題点を理解させること。
- (3) 携帯電話については、児童生徒の所持の是非について各家庭内で十分に検討することや、フィルタリングサービスの利用、家庭内ルールの設定等について、積極的に指導すること。また、フィルタリングを設定していても、安全とされるサイトから事件に巻き込まれる事例が増加していることについても併せて周知すること。

12 中途退学（高等学校）

- (1) 学習指導等に関するガイダンスや教育相談体制の充実を図るとともに、中学校と相互に連携し、体験入学など進路指導の一層の充実を図ること。
- (2) 問題行動等を契機に中途退学に結びつくケースもあることから、特別指導においては、教育的効果が上がるよう配慮すること。
- (3) 「就職」など積極的な進路変更による中途退学では、新たな進路に対して親身になって相談に応じ、具体的な助言を行うとともに、中退後も相談できるような追指導をすること。

13 その他の留意事項

- (1) 個別の生徒指導の実施に当たっては、担任等が一人で抱え込むことがないように、管理職、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、複数の人員で支援チームを編成するとともに、全教職員が一致協力しながら組織的に取り組む体制を確立すること。

なお、発達障害等に対する周囲の誤った見方や対応が問題行動等につながる場合があることを踏まえ、適切な配慮や関係者との連携を行うこと。

- (2) 児童生徒は、保護者や教職員に必ずしもすべてを相談するものではないことを踏まえた上で、「いつでも・どこでも・誰にでも」相談できる体制を整備するとともに、「一人で悩まず、身近な大人や友人に相談することの大切さ」について、繰り返し指導すること。また、保健室や相談室等、教室以外の児童生徒の居場所確保のための配慮を行うこと。
- (3) 児童生徒の授業への参加状況や休み時間等の様子を的確に把握するとともに、表情や行動に表れるかすかな変化等を見逃すことがないように努め、必要な情報を全教職員で共有すること。

なお、情報の共有に当たっては、その取扱いに十分に留意した上で行うことなどについても、職員間の共通理解を図ること。

- (4) 日常の教育活動における教職員の発言や行動等を相互点検し、教職員の人権感覚を磨くとともに、教職員一人一人が生徒指導に関する資質・能力の向上に努め、不適切な対応による二次被害を生むことがないように常に留意すること。
- (5) 在校生の逮捕や保護処分、出席停止の措置等が行われた場合は、保護者や関係者の理解と協力を得ながら、当該児童生徒の学級及び学校復帰を全教職員で支援する体制をとること。
- (6) 県総合教育センターなどの公的相談機関についても、積極的に広報・活用に努めること。
- かごしま教育ホットライン24 TEL 0120-783-574
TEL 0570-0-78310

【関係諸通知等】

〈義務教育・高校教育課関係〉

- 生徒指導関係通知等は、県教委Webページに掲載されていますので参照してください。
(<http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/sidou/index.html>)
- 「高等学校における特別支援教育の推進～一人一人の生徒が自信をもって学ぶために～」
(平成22年3月配布)

この他、特別支援教育の手引き等関係資料については、県教委ホームページを参照してください。

〈県教委配布CD-ROM〉

- 「子どもとケータイ問題 はじめの一步」(平成21年3月配布)
- 「子どもとケータイ問題 はじめの一步Ⅱ」(平成22年3月配布)

〈県教委のWebページ掲載内容〉

- いじめ対策必携(平成19年2月改訂、手帳版)
- 家庭(保管)用「いじめ対策リーフレット」
- 家庭(保管)用「ネットいじめ対策リーフレット」
(<http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/sidou/index.html>)
- 迷惑メール、県警あんしんメール等に関するリンク
(http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/sidou/meiwaku_mail.html)

〈文部科学省のWebページ掲載内容〉

- 子どもの携帯電話をめぐる問題(リーフレット「ちょっと待って、ケータイ」など)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/seisyounen/keitai/index.html)
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/singi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)
- 研修教材「児童虐待防止と学校」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitosidou/1280054.htm)
- 「生徒指導提要」(夏頃までに掲載予定)